

中国・韓国の審判制度について

審判部審判課 課長補佐（企画班長） 高橋 克
 審判部審判課審判企画室 課長補佐 古田 敦浩

抄録

特許庁審判部は、中韓の特許庁の審判部門と審判専門家会合等を通じて情報交換を行ってきました。本稿では、これらの会合等で得られた情報を基に、中韓の審判制度について概説します。

はじめに

特許庁審判部の国際交流の歴史は、東アジア地域から始まり、これまでの様々な情報交換を通じて日本の審判制度と中韓の審判制度との相違も明らかになってきました。

本稿では、中韓のそれぞれの審判制度について、日本との違いについても言及しつつ、概説します¹⁾。

1 中国の審判制度について

1. 中国の専利復審委員会について

中国では、日本でいう「特許」、「実用新案」及び「意匠」はまとめて「専利」と呼ばれ、国家知識産権局（SIPO）が所管しています。日本でいう審判事件については、SIPOの専利復審委員会が審理して審決します。

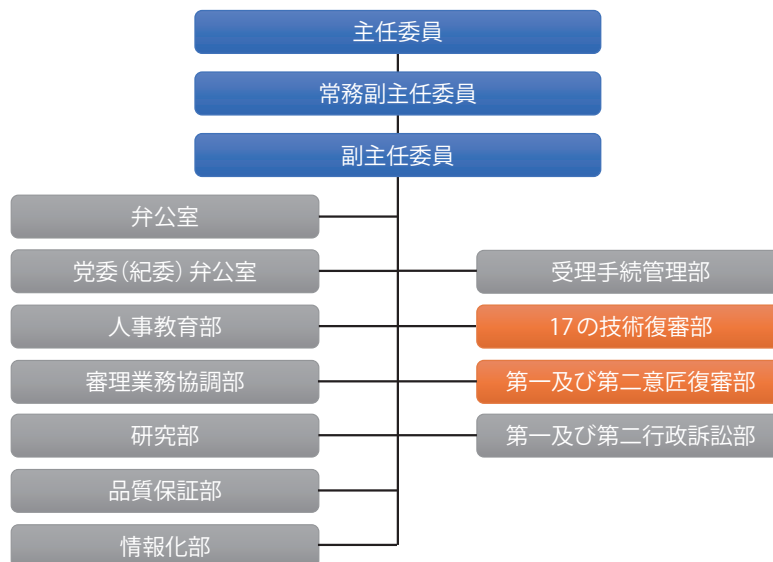


図1 専利復審委員会の組織²⁾

1) 本稿は、特に、2014年から開始している「日中韓特許庁における審判実務に関する比較研究」https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan_shinpan_hikakuken.htm、平成25年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業・AIPPI「日中韓における審判・裁判についての制度及び統計分析に関する調査研究報告書」(平成26年2月) https://www.jpo.go.jp/shiryoutouhoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h25_report_05.pdf 及び平成28年度同事業・AIPPI「日中韓における特許無効審判についての制度及び統計分析に関する調査研究」(平成28年11月) https://www.jpo.go.jp/shiryoutouhoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou_h28/h28_report_01.pdf を参考にしています。主として、中国部分を高橋が、韓国部分を古田が執筆しました。

2) 「日中韓特許庁ユーザーセミナー」配布資料に基づき筆者が作成。 https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2017071301.htm

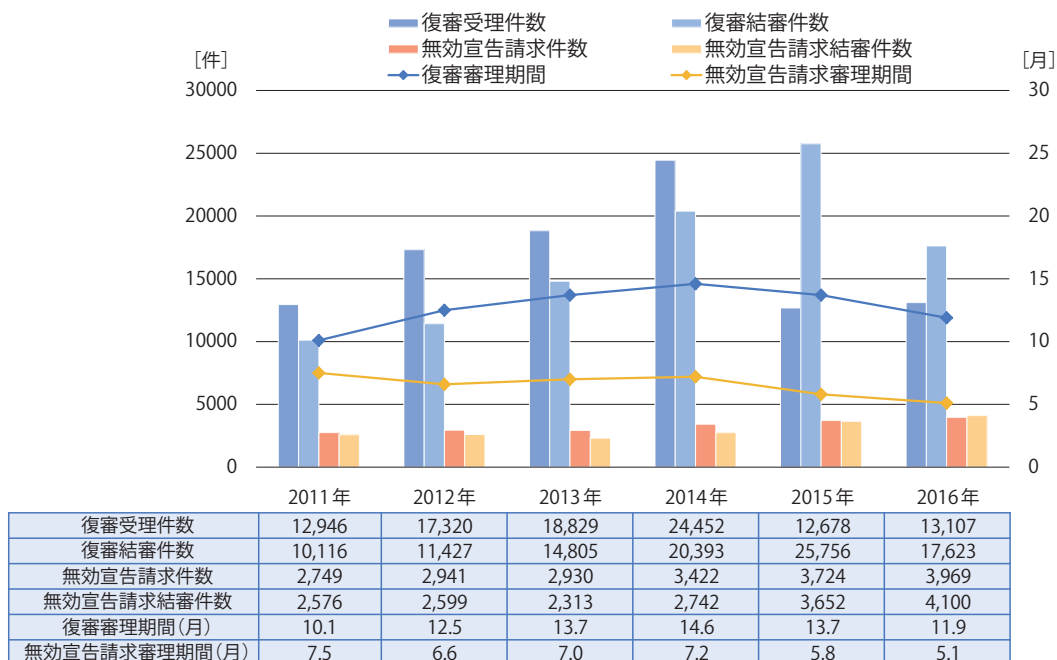


図2 専利復審委員会の各統計情報(2011年～2016年)³⁾

中国には、日本の特許の拒絶査定不服審判及び無効審判に相当する制度として、発明専利に関する復審及び無効宣告請求が存在する一方、日本の訂正審判及び判定に相当する制度はありません。

専利復審委員会の主任委員はSIPOの局長が兼任しているため、常務副主任委員が実質的なトップを務めています。専利復審委員会は19の復審部(日本の「部門」)を有し、そのうち17部門が技術(特許及び実用新案)、2部門が外観設計(日本の「意匠」)を担当しています(図1)。専利復審委員会に所属する審判官の数は266名(2016年)で、日本特許庁の審判部(審判官数:383名(2016年))と比べると、人員的には小さな組織になっています。しかし、年間約13,000件の復審事件と年間約4,000件の無効宣告事件(2016年)にも及ぶ数多くの審判事件を受理しています(図2)。

2. 中国の審判制度について

以下では、復審及び無効宣告請求の概要について説明したいと思います。

(1) 復審の概要

復審の手続は、出願人が拒絶査定に対して不服がある場合の救済手続であるとともに、専利の審査手続とも言えます。このことから、復審の審理では、拒絶査定の理由と証拠のみに基づいて審理することが一般的であるとしつつ、専利権付与の質の向上等のため、拒絶査定で言及していない実体上の問題に対して職権に基づく審理を行うこともできるようになっています。

復審の流れは次のようになります。

請求人(出願人)は、拒絶査定の通知を受領した日から3か月以内に専利復審委員会に復審請求を行うことができます(専利法第41条第1項)。その際には、請求理由を記載した復審請求書を提出し、必要に応じて証拠を添付します(専利法実施細則第60条第1項)。「請求の理由」の記載は後で補充することはできません。

その後、復審委員会は、方式調査を行い、方式に違反している場合、請求人に対して補正命令を出し

3) SIPO 復審委員会ウェブページ「2017年复审委宣传册英文版」より著者が和訳を作成。<http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwfw/wykgk/fswxzc/index.htm>

ます（専利法実施細則第60条第3項）。それに対して請求人は復審委員会が指定する期限内に補正しなければなりません。

請求人は、復審を請求する時、又は、専利復審委員会の復審通知（日本の「拒絶理由通知」）に回答する時、拒絶査定又は復審通知書の指摘する欠陥の解消に限り、出願書類を補正することができます（専利法実施細則第61条第1項）。

方式要件を満たした復審事件は、補正の有無にかかわらず、すべて前置審査として、拒絶査定を行った元の審査部門において審査されます（専利法実施細則第62条）。この点、審判請求時に補正があった場合にのみ前置審査が行われる日本の拒絶査定不服審判とは異なります。

前置審査の意見が拒絶査定を取り消すものであった場合、専利復審委員会は、合議体が審理を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、元の審査部門が審査許可の手続を継続して進めます。

前置審査の意見が拒絶査定を維持すべきとするものであった場合、合議体によって審理が行われま

す。書面審理、口頭審理、又はその両方の組み合わせにより審理を行うことができる点も、復審の特徴的なところです。

合議体は、以下のいずれかに該当する場合、審決の前に復審通知を発行します（専利法実施細則第63条第1項、専利審査指南第4部分第2章4.3）。

- ①拒絶査定を維持する場合
- ②請求人が専利法、その実施細則及び審査指南の関連規定に従って出願文書を補正することを条件として、拒絶査定を取り消すことができる場合
- ③請求人による更なる証拠又は説明が必要とされる場合
- ④拒絶査定では提示されなかった新しい理由又は証拠を採用する必要がある場合

拒絶査定を維持する審決を行うべき場合であっても、復審通知を発行して請求人に補正する機会が与えられる点は、日本との大きな違いと言えます。

復審通知を受領した請求人は、受領した日より1か月以内に指摘された欠陥に対して書面による回答を行わなければなりません。期限が過ぎても請求人による回答がない場合、その復審請求は取り下げら

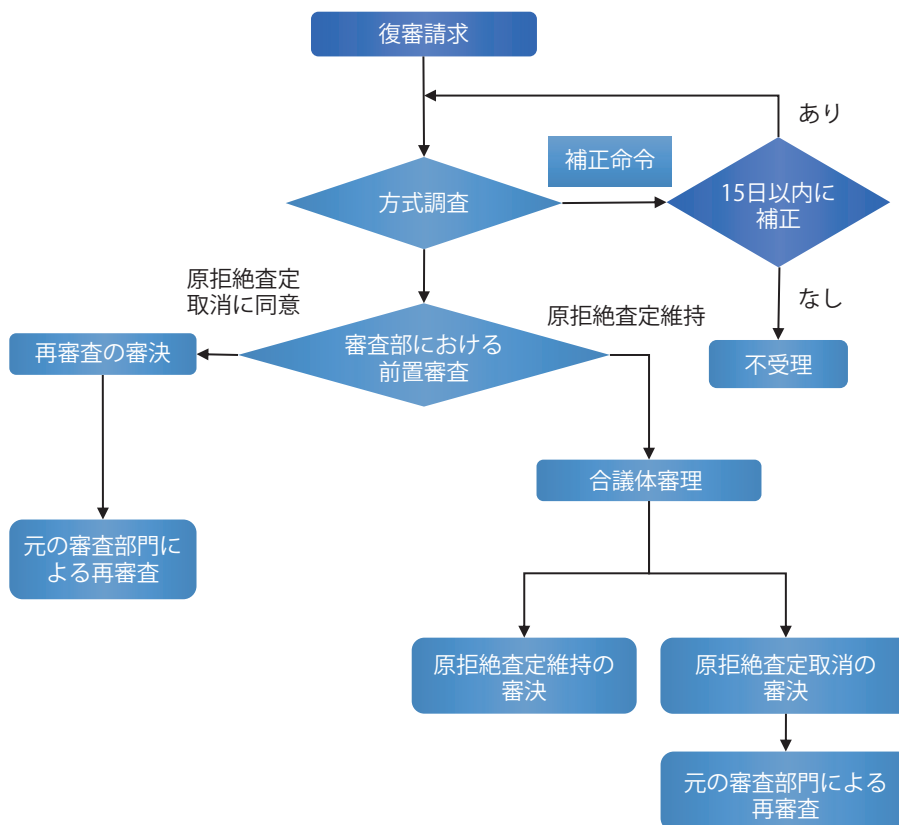


図3 復審のフロー

れたものとみなされます（専利法実施細則第63条第1項）。

合議体は、審決によりその最終判断を示します。審決は、拒絶査定を維持又は拒絶査定を取消のいずれかになります。

審決で拒絶査定を取り消すことになった場合、専利復審委員会は関連の資料を元の審査部門に返送し、元の審査部門では登録査定の手続を継続しなければなりません。一方、拒絶査定が維持された場合、請求人は、決定の謄本の送達を受けた日から3か月以内に復審決定に対する不服申立てを人民法院に提起することができます（専利法第41条第2項）。

(2) 無効宣告請求の概要

無効宣告請求は、請求により、専利権が付与された発明専利（特許）を無効にすることができる制度で、無効宣告された専利権は、初めから存在しなかったものとみなされます。

発明専利登録の公告後であれば何人でも請求することができます（専利法第45条）、専利権が満了又は放棄された後でも請求は可能です（専利審査指南第4部分第3章3.1）。日本の無効審判と同様に、無効宣告請求においては、通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみを対象に審理するものとし、専利の有効性について職権で審理をやり直す義務を負いません。

無効宣告請求の流れは次のようになります。

無効宣告請求をするには、請求人は、専利復審委員会に無効宣告請求書及び必要な証拠を提出します（専利法実施細則第65条第1項）。

無効宣告請求書には、無効宣告請求の範囲と請求の理由を記載しなければならず、無効宣告請求の範囲が明確でない場合は、専利復審委員会により所定の期間内に補正するよう求められます（専利審査指南第4部分第3章3.3(1)）。また、請求の理由には、「提出したすべての証拠を組み合わせて無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければなら」（専利法実施細則第65条第1項）ず、無効宣告の理由が具体的に説明されていない場合、無効宣告請求は受理されません（専利法実施細則第66条第1項）。

無効宣告請求書及び添付資料について、方式要件を満たさない場合、請求人は、期間を指定して補正をするよう求められます（専利法実施細則第66条第4項）。指定された期間内に補正がされなかった場合、又は、2回補正してもなお同じ欠陥が残っている場合は、無効宣告請求は提出されていなかったものとみなされます（専利法実施細則第66条第4項、専利審査指南第4部分第3章3.4）。

無効宣告請求が方式要件を満たす場合、専利復審委員会は、請求人と専利権者に無効宣告請求受理通知書を発行すると共に、無効宣告請求書及び関連書類の副本を専利権者に送付します。その際、専利権者には答弁書提出の機会が与えられます。答弁書の提出期間は、専利権者が無効宣告請求受理通知書を受け取った日から1か月です（専利審査指南第4部分第3章3.7(3)）。

無効宣告請求書の請求の理由及び証拠については、請求書が提出された日から起算して1か月以内に理由の追加及び証拠の補充をすることができます（専利法実施細則第67条）。

専利権者は、無効宣告請求の審査過程において、特許請求の範囲について補正（日本の「訂正請求」）をすることができます（専利法実施細則第69条第1項）。具体的には、無効宣告請求において、専利復審委員会が決定を行うまでであって以下の状況の答弁書提出期間に限り、特許請求の範囲の補正をすることができます（専利審査指南第4部分第3章4.6.3）。

- ①無効宣告請求書に対するもの
- ②請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの
- ③専利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの

これに対して請求人は、クレームが結合の形式で補正されたときは、応答期間内に請求の理由の追加・証拠の補充が可能です。

無効宣告請求での特許請求の範囲に対する補正は、以前は、原則として、請求項の削除又は併合、技術法案の削除に限られていたところ、昨年4月の専利審査指南の改訂により、請求項の更なる限定や明らかな誤りの訂正が認められるようになりました。

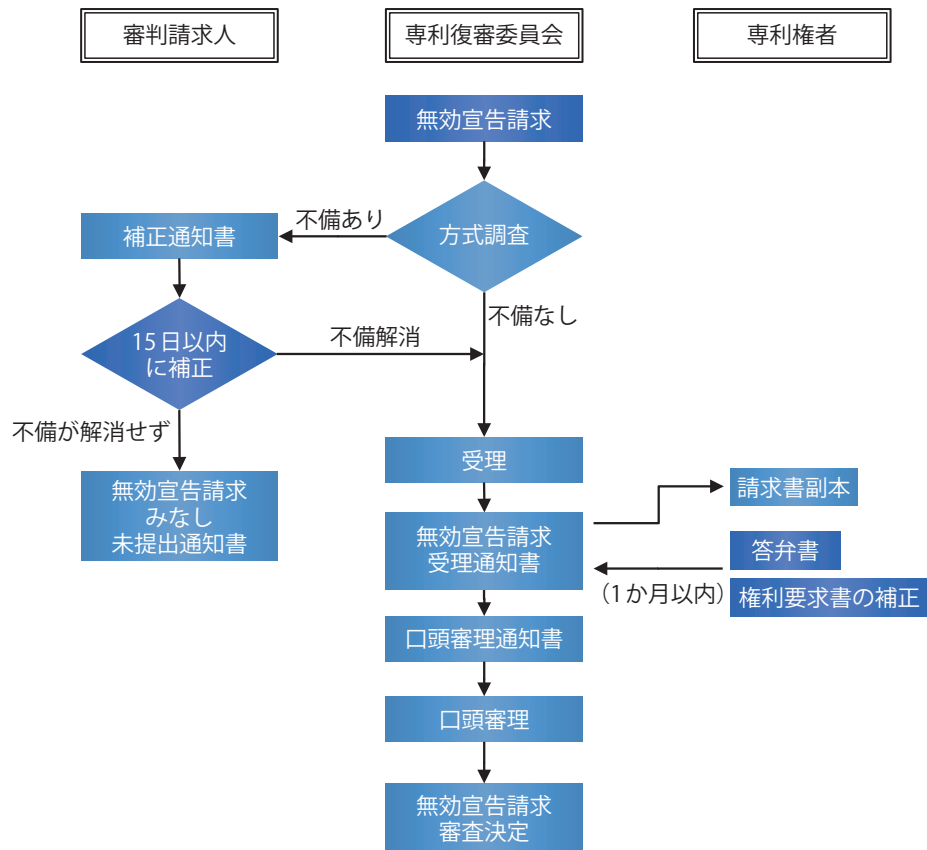


図4 特許無効審判の流れ

た。ただ、この点は、明細書に記載された事項を盛り込んで請求項を減縮できる日本とはまだ違いがあると言えます。

無効宣告請求では、当事者の請求により又は事実上の内容に応じて専利復審委員会が決定により口頭審理を行うことができます（専利法実施細則第70条第1項、専利審査指南第4部分第4章2）。

口頭審理を実施する場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行し、口頭審理の日時と場所を通知します。当事者は口頭審理通知書を受け取った日から7日以内に受領書を専利復審委員会に提出しなければならないが、請求人から受領書の提出が無く、口頭審理に出席しなかった場合は、無効宣告請求は取り下げられたものとみなされます（専利法実施細則第70条第3項、専利審査指南第4部分第4章3）。

無効宣告請求の審決は、専利権の全部無効の宣告、専利権の一部無効の宣告、専利権の有効性の維持のいずれかになります。

専利復審委員会による判断の結果に不服がある当

事者は、専利復審委員会からの決定の通知を受領した日から3か月以内に人民法院に訴訟を提起することができます（専利法第46条第2項）。その際、専利復審委員会が被告になることが、無効審判の両当事者が審決取消訴訟においても両当事者となる日本と異なる点です。

3. 日中の審判部の交流について

2017年7月に第3回となる日中審判専門家会合が開催されました（図5）。本会合では、両国の審判



図5 第3回日中審判専門家会合

制度及び統計に関する情報交換の他、口頭審理の在り方についての意見交換を行いました。一般的な情報交換から一歩進んだ形で実務的な意見交換が行われ、日中の審判制度に様々な違いはあるものの、「当事者に主張立証を尽くしていただき、公正な審決を示したい」との思いを共有することができたと考えます。

今後も引き続き日中の審判部の交流を続けていきたいと思えます。

II 韓国の審判制度について

1. 韓国の特許審判院について

日本の審判部に相当する、韓国の特許審判院には、商標分野を担当する第1から第3部門、機械分野を担当する第4及び第5部門、化学分野を担当する第6及び第7部門、電気分野を担当する第8及び第9部門、複合技術分野を担当する第10部門並びに意匠・商標分野を担当する第11部門があり、11人の審判長及び95人の審判官を擁しています(図6)。

2. 韓国の審判制度について

韓国の特許法はその構成も含め日本と共通する部分が多くあり、韓国の特許制度は、我が国の実務家

にとって最も理解しやすいものと思われます。ただし、異なっている部分もあり、注意が必要です。

韓国の特許審判院で取り扱っている手続きは、主なものとして、拒絶査定不服審判、無効審判、異議申立て、訂正審判や権利範囲確認審判があげられます。本稿では、特に特許の場合を例にとり、これらの主な審判手続きについてその概要を説明したいと思います⁴⁾。

(1) 拒絶査定不服審判の概要

韓国における拒絶査定不服審判(韓国特許法第132条の17、以下条文番号は韓国特許法の条文番号を示します)は、特許出願について拒絶査定を受けた者が謄本送達の日から30日以内に請求することができます。韓国では前置審査がない点⁵⁾と、審判合議体3人の参加が必須ではない技術説明会が開催されることがある点、審判部で特許査定をすることなく、原査定を取り消す場合は基本的に審査部に差し戻す点が日本の拒絶査定不服審判との大きな違いです(図7)。

韓国の制度で特徴的なものとして再審査制度があります。これは、出願に対する拒絶査定について補正とともに再び判断を求める場合は直接拒絶査定不服審判を請求することはできず、拒絶査定謄本の送

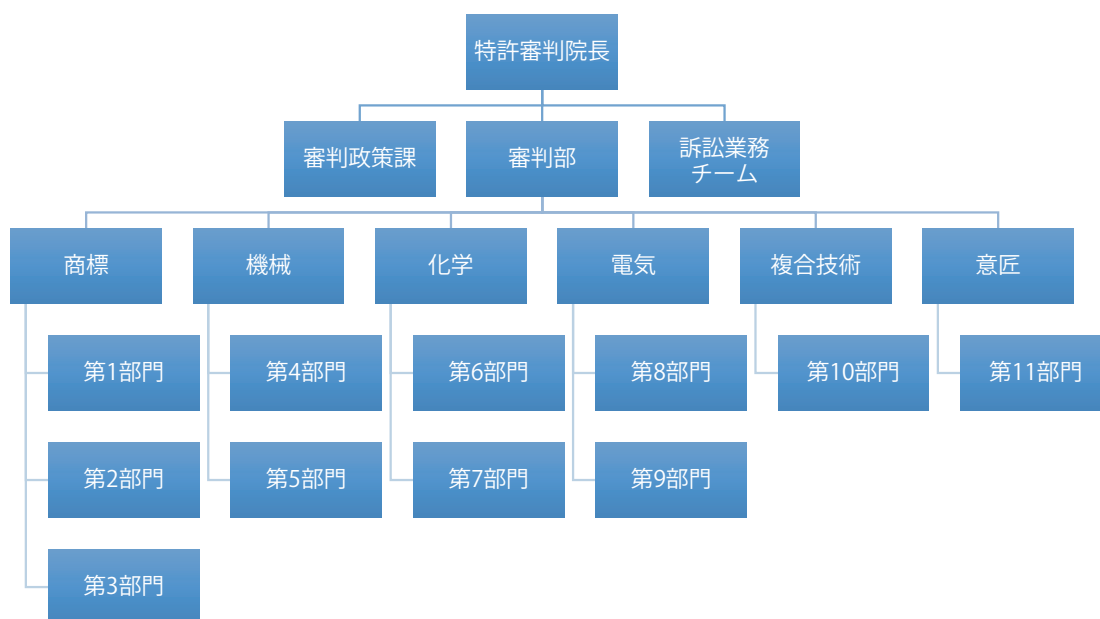


図6 韓国の特許審判院の組織

4) 本稿では省略しますが、韓国の特許に関する審判手続きにはここであげたもののほか、特許権存続期間の延長登録の無効審判(韓国特許法第134条)、訂正無効審判(韓国特許法第137条)、通常実施権許諾審判(韓国特許法第138条)があります。

5) ただし、2009年6月30日以前の出願の場合は前置審査のみが認められ、再審査に進むことはありません。

達を受けた日から30日以内に補正と同時に再審査を請求し、審査官による再審査を受けるという制度です。韓国にも以前は日本と同様の前置審査制度がありましたが、制度改正の結果、2009年7月1日以降の出願について再審査制度が適用されることとなっています。

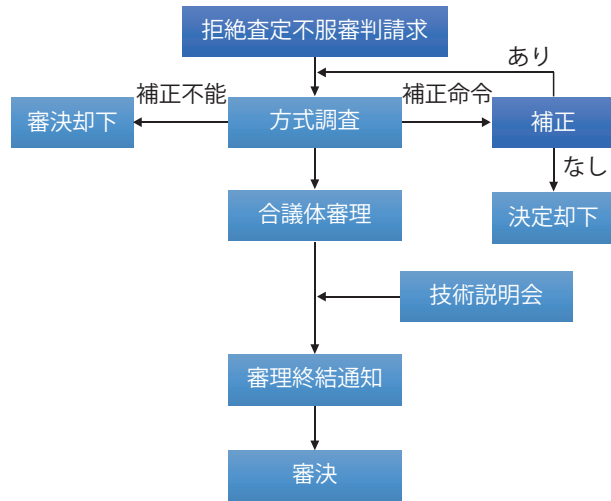


図7 拒絶査定不服審判のフロー

(2) 無効審判の概要

韓国における無効審判(第133条)の流れは日本と大きく変わりませんが、特許権者が訂正請求をする度に無効審判請求人は無効理由についての新たな証拠を自由に追加することができる点や、審決の予

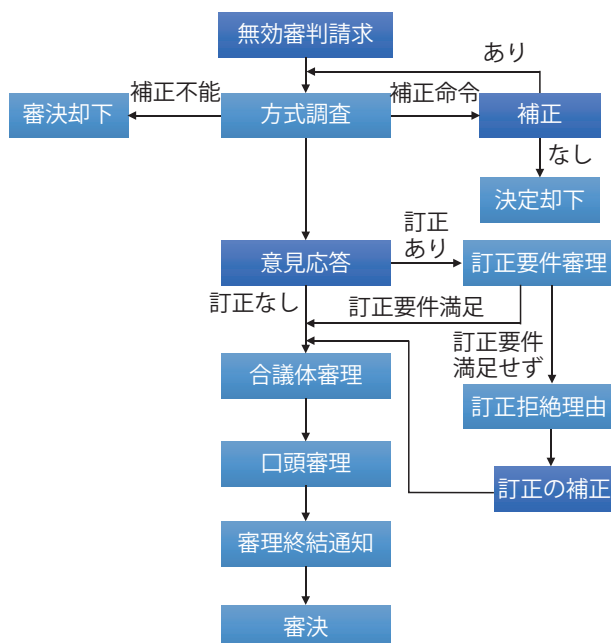


図8 無効審判のフロー

告がない点、無効審判を請求できる者に利害関係人だけでなく審査官も含まれている点などで日本と異なります(図8)。

無効審判請求人が無効理由についての新たな証拠を自由に追加することができる点で審理が長期化する恐れもあると思われますが、口頭審理などで当事者に主張・立証を尽くさせることに韓国では注力しているとのことでした。

(3) 特許異議の申立ての概要

韓国では、法改正により2017年3月1日から特許異議の申立て(特許取消申請)制度が開始されています(第132条の2)。韓国でも、1997年に付与前異議申立てを付与後異議申立てにし、2007年に付与後異議申立てを無効審判に統合し、2017年から無効審判との別の特許異議申立て制度を開始するという経緯をたどっています。この最新の制度改正により、無効審判の請求人適格は利害関係人又は審査官のみとされました。

この韓国の新たな特許異議の申立て制度は、特許登録から6月以内に誰でも請求が可能で、日本と同じく書面審理によっていますが、請求の理由は、新規性、進歩性、先願及び拡大先願に基づく理由に限られている点、申立て後は基本的に異議申立人の手続きに対する関与がない点で日本と異なります(図9)。

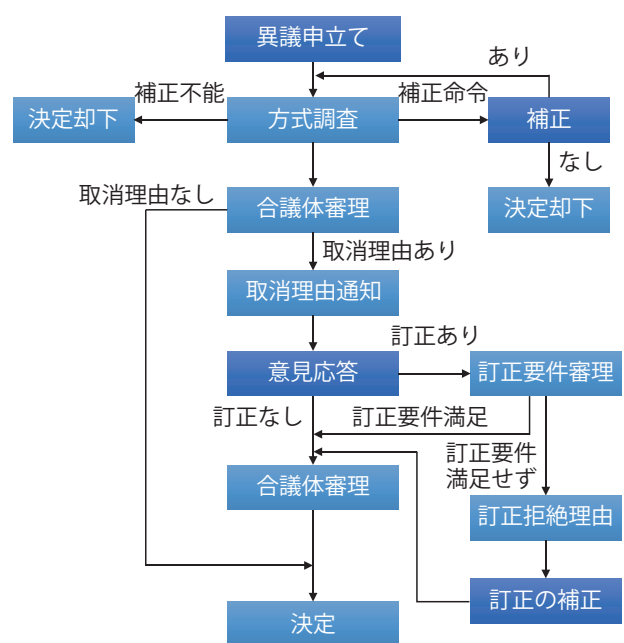


図9 特許異議申立てのフロー

(4) 訂正審判の概要

韓国では、日本と同様に、特許権者が特許権の設定登録後に明細書等を訂正するための審判として訂正審判(第136条)があります(図10)。

訂正の目的は、特許請求の範囲の減縮、不明瞭な記載の釈明又は誤記の訂正のためとされており、新規事項を追加することや特許請求の範囲の実質的な拡張又は変更も認められません。訂正が認められない場合は、審判合議体から訂正拒絶理由が通知され、この訂正拒絶理由通知に対しては意見書及び要旨変更とならない範囲での補正を行うことができます。

韓国においては、特許無効審判が特許審判院に係属中であるとき又は特許異議申立ての審決が確定するまでは訂正審判の請求ができません。ただし、特許無効審判の審決に対する訴えが日本の知的財産高等裁判所に相当する韓国の特許法院に係属しているときはその弁論終結日まで訂正審判の請求をすることができます。

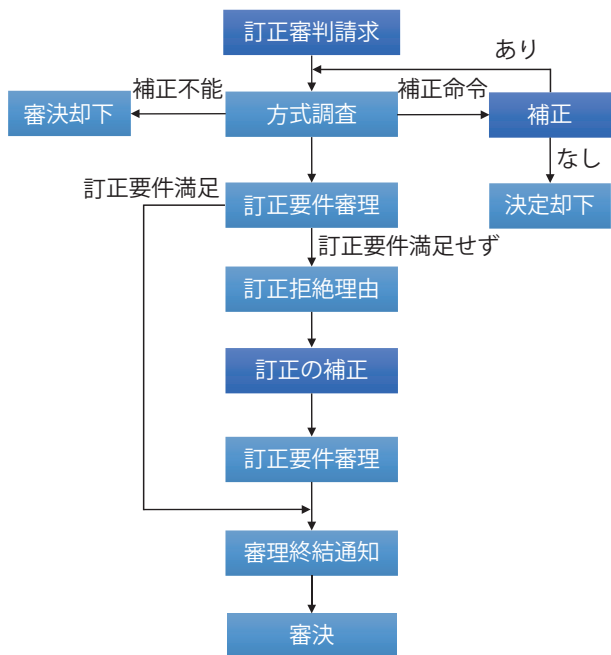


図10 訂正審判のフロー

(5) 権利範囲確認審判

日本の判定に相当する審判として、韓国では権利範囲確認審判(第135条)があります(図11)。韓国の権利範囲確認審判も、対象発明の特許の保護範囲への属否を判断するものであり、法的拘束力を持たないという点では日本と同じですが、均等論の範囲だけではなく、新規性欠如の無効理由や間接侵害

についてなども含め判断がなされるなど日本の判定よりも審理範囲が広く、裁判所への上訴も可能とされている点などで日本とは大きく異なります。

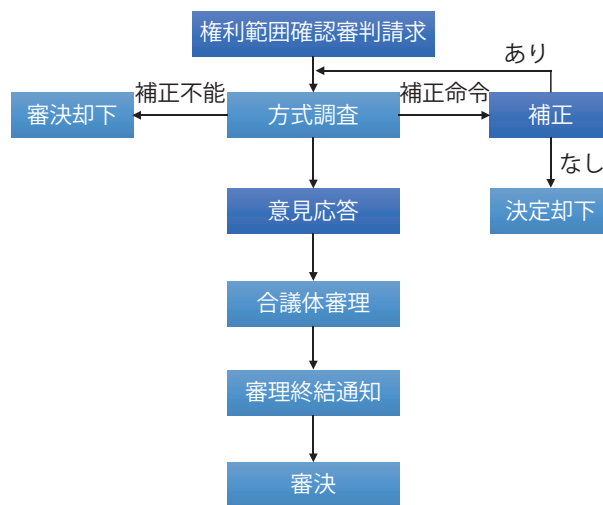


図11 権利範囲確認審判のフロー

(6) 韓国の特許審判院における取組

韓国の特許審判院において、当事者系審判の審理期間(2016年で8か月程度)などの維持に努めるとともに、2006年までは原則書面審理としていた審判に関し、審理の質及び当事者の満足度の向上のため、口頭審理に力を入れ、2009年に特許以外も含め165件であった口頭審理の数を2016年には590件に増やすなどの取組を行っているとのことでした。また、重要事件について5人の審判官の合議体による審理を行うことや、ビデオ口頭審理についても力を入れているとのことでした。

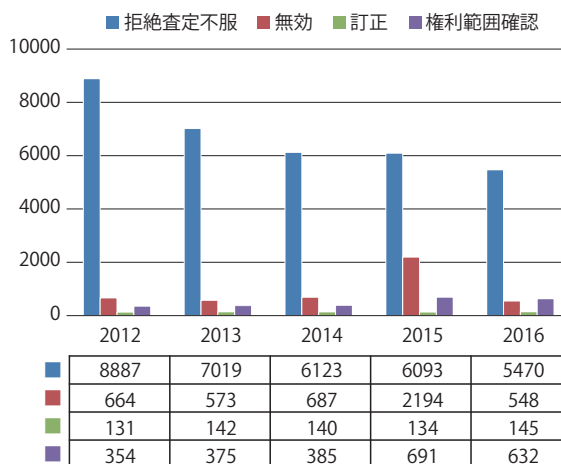


図12 特許に関する審判の請求件数

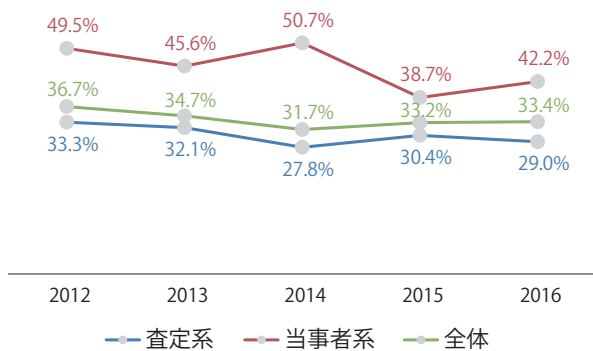


図13 特許に関する審判の認容率

(7) 参考統計

韓国の特許に関する審判の主な統計を示します (図12、図13)⁶⁾。

3. 日韓の審判部の交流について

韓国特許審判院との交流は、特許庁審判部にとって最も歴史のある交流となっています。2017年7月には第8回となる日韓審判専門家会合が開催され、両国の審判制度及び統計に関する情報交換の他、口頭審理について実務的な意見交換を行いました (図14)。本稿もこれまでの交流の成果を参考に執筆しています。今後も引き続き日韓の審判部の交流を続けていきたいと思います。



図14 第8回日韓審判専門家会合

謝辞

中国・韓国の審判部との交流は、特許庁審判部の力のみで実現できたわけではありません。これまでの日中韓の審判部の交流を支えていただいた在中華人民共和国日本国大使館、在大韓民国日本国大使館、JETRO北京事務所、JETROソウル事務所及び特許庁総務部国際政策課の歴代のスタッフの皆様方にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

Profile

高橋 克 (たかはし まさる)

平成12年4月 特許庁入庁 (審査第五部情報処理)。総務部国際課、特許審査第四部情報記録、知的財産戦略推進事務局、審判部第1部門 (計測)、同部審判企画室等を経て、平成29年7月より現職。

古田 敦浩 (ふるた あつひろ)

平成12年4月 特許庁入庁 (審査第二部光デバイス)。経済産業省情報通信機器課、特許審査第一部光デバイス、ミュンヘン知財ローセンター (留学)、企画調査課、審判部第6部門 (事務機器) 等を経て、平成29年7月より現職。

6) 韓国特許庁の年次報告書 http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2016.pdfから著者が作成しました。なお、2015年の当事者系審判の増加は、後発医薬品の許可と特許審判を結びつける、米韓FTAによる医薬品許可・特許連携制度の開始の影響のようです。